

乗務員等服務規律(貸切バス)

株式会社三河交通観光

(目的)

第1条 この規律は旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という)の規定に基づき、乗務員が事業用自動車の運行の安全及び旅客の利便を確保するために遵守すべき事項及び乗務員の服務に関することについて定める。

(関係法令等の遵守)

第2条 乗務員は、道路交通法及び道路運送法等の関係法令の習熟に努め、事業の公共性並びに社会的影響を常に認識して、旅客の利便の確保、並びに輸送の安全及び車両の保全に努めなければならない。

(遵守義務)

第3条 乗務員は、関係法令及び当社の就業規則、諸規定のほか、この規律を遵守するとともに、特に定めのない事項については運行管理者の指示命令を遵守しなければならない。

(乗務員の遵守事項)

第4条 運転者、車掌その他の乗務員は、事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、運行管理者に報告するとともに、乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。この場合において、**旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。**

- 一 旅客の運送を継続すること。
- 二 旅客を出発地まで送還すること。
- 三 旅客を保護すること。
- 四 死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。
- 五 死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること。
- 六 遺留品を保管すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること。

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 **運輸規則第52条各号に掲げる物品(同条ただし書の規定によるものを除く)を旅客の現在する事業用自動車内に持ち込むこと。**
- 二 **酒気を帯びて乗務すること。**
- 三 **事業用自動車内で喫煙すること。**

3 乗務員は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運行時刻前に発車すること。

二 旅客の現在する自動車の走行中職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をする。

- 4 前項の乗務員は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、及び事業用自動車内の秩序を維持するように努めなければならない。

(運転者の遵守事項)

第5条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 日常点検

乗務開始前に所定の日常点検実施要領(日常点検票)により、事業用自動車の点検を行い、整備管理者に点検結果を報告し確認を受けなければならない。

二 点呼

乗務しようとするとき及び乗務を終了したとき、並びに夜間に長距離運行を行う場合には対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を受け、次の事項について報告を行い、及び確認を受け、並びに運行の安全に必要な指示を受けなければならない。

(業務前点呼)

イ 日常点検の実施結果及び携行品等の点検、確認

ロ 酒気帯びの有無

ハ 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

(業務後点呼)

イ 酒気帯びの有無

ロ 事業用自動車、道路及び運行の状況

ハ 他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った通告

(業務途中点呼)

夜間長距離運行の途中、少なくとも一回電話その他の方法による点呼において

イ 事業用自動車、道路及び運行の状況

ロ 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

三の一 イ 行先地及び宿泊地における飲酒を禁止する。同乗運転者及びバスガイドについても

同様とし、相互にチェックを行うものとする。事業用施設内での一切の飲酒を禁止する。

ロ 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。

三の二 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。

三の三 事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。

四 事業用自動車の運行中に当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運行を中止し、運行管理者に報告して必要な指示を受けること。

五 坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

六 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

七 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。

八 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検をすること。

九 業務記録(運転日報)に必要な事項を記録し、業務後点呼時に提出すること。

十 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし車掌が乗務しない事業用自動車にあつては、第二号に掲げる事項を遵守すればよい。

一 発車は、車掌の合図によって行うこと。

二 発車の直前に安全の確認ができた場合を除き警音器を吹鳴すること。

三 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、車掌の誘導を受けること。

四 自動車を後退させようとするときは、車掌の誘導を受けること。

3 車掌が乗務しない事業用自動車の運転者は、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない。また、乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。

4 乗務中は運輸規則第28条の2に定める運行指示書を携行しなければならない。

5 運行の途中において、運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、運行管理者の指示に基づいて行うこと。また、変更の指示を受けた場合には、その内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を運行指示書に記載しなければならない。

6 乗務距離の最高限度の遵守及びバス乗務員の交替運転手者配置

1 乗務員は運輸局長が指定した地域における乗務距離の最高限度を超えて乗務乗務してはならない。

2 運転者は勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転手が必要となるのでワンマン運行してはならない。

①1日の拘束時間が15時間を超えるとき(1日13時間以内、上限15時間14時間越えは週2回まで)

1年の拘束時間が3,000時間以内

1か月の拘束時間 270時間以内

②運転時間が2日を平均して1日8時間を超えの場合

③連続運転時間が3時間を超えるとき

④運行前11時間以上の休息を確保できない場合

⑤昼間の実車距離一運行480kmを超えるとき

但し、運行途中に20分以上の休憩3回及び体調報告を満たした場合は550km
超えるとき

⑥夜間の実車距離一運行350kmを超えるとき

ただし、以下の条件をすべて満たした場合は450kmを超えるとき

イ、運行前11時間以上の休息を確保

ロ、一運行の乗務時間が10時間以内又は運行途中に連続1時間以上の休憩を確保

ハ、運行途中に連続1時間以上の休憩確保

ニ、運行指示書上実車2時間ごと20分以上の休憩確保

ホ、乗務中の体調報告

ヘ、デジタコによる運行管理

3 2人乗務の場合、リクライニング方式の座席を確保した場合は
拘束時間19時間までとし 休息時間8時間以上とする。

(車掌の遵守事項)

第6条 車掌は、乗務中次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、踏切前で降車し、運行の安全を確認して運転者を誘導すること。

二 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。

三 事業用自動車を後退させようとするときは、降車し、路肩又は障害物との間隔及び路面その他の道路の状況を運転者に通告するとともに誘導すること。

四 発車の合図は、旅客の安全及び事業用自動車の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗降口の扉を閉じた後に行うこと。

第7条 乗務員は、当社が計画的に行う一般的な指導教育及び特定運転者（初任者、準初任者、事故惹起者、高齢者）に対する指導教育を受けるとともに適性診断を受診しなければならない。

また、次のような場合はドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた教育を行う。

①運転者等からヒヤリ・ハット体験の報告があった場合、②苦情の申出のうち当該貸切バスの運転に係るものがあった場合、③又は運輸規則第25条第1項第7号の事故が発生した場合

ドライブレコーダーの記録により加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作の有無並びに車間距離の保持その他の法令の遵守状況等を確認し、当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う。

（健康診断）

第8条 乗務員は、当社が行う健康診断を受診しなければならない。ただし、当社の承認を得て他の医師の診断を受け、その診断書を提出する場合はこの限りでない。

（日常の健康管理）

第9条

- 一 安全運行の確保を図るため、日頃から健康な生活を維持し、睡眠不足、過労の防止等に努め、心身ともに良好な状態で勤務するように心がけること。
- 二 日頃から飲酒習慣等の改善に心掛け、飲酒するときは翌日の勤務に影響しないように飲酒量等に留意し、酒気を帯びて出勤してはならない。又、運行宿泊先において飲酒してはならない。

（安全運行・事故防止）

第10条

- 一 乗務員は、関係法令及び運転技術の習熟に努め、事故の防止に最善を尽くすこと。
- 二 出発時には、シートベルトの着用の案内及び確認をすること。
交通事故が発生したときは、直ちに停車し、人身事故の場合には生命保護を優先的に処置し、車両の安全及び道路における危険防止の措置を講じた後、警察及び運行管理者に通報すること。
- 三 乗務員は、業務の内外を問わず事故等（交通違反を含む）があった場合は遅滞なく運行管理者に報告すること。

（接遇・苦情処理等）

第11条

(接遇・苦情処理等)

第 11 条

- 一 乗務員は、旅客及び公衆に対して言葉づかい及び動作を常に丁寧にすること。
- 二 旅客より苦情の処理の申し出を受けたときは、誠意を持って対応するとともに、運行管理者に報告すること。

(事業用自動車の保全)

第 12 条

- 一 乗務員は、乗務する事業用自動車の外装及び内装の美観を保持するとともに、シートやカバー等車内を清潔に保つように努めること。
- 二 シートベルトは座席に埋没させないなど、乗客が常時着用可能な状態にしておくこと。

(備品の保管、非常信号用具等の取扱い)

第 13 条 乗務員は事業用自動車に備えた備品、機器及び表示等の保管又は保全に努め、非常口、応急用器具及び非常信号用具の取扱いに習熟すること。

附 則

- 1 本規程は、令和 4 年 6 月 1 日から改正実施する。
- 2 本規程は、令和 6 年 6 月 1 日から改正実施する。